



# 社会保険 労務士法人 大竹事務所通信

2019年12月(Vol. 152)

ご連絡先

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301

電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795

URL: <http://osaka-otake.com/>

## 労働時間の考え方

労働基準法が改正され、中小企業は来年4月から「時間外労働の上限規制」が適用されることはご承知の通りです（大企業は今年の4月から施行されています）。

時間外労働の上限規制は、時間外労働の限度時間を原則月45時間、年360時間とし、臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）とする規制であり、企業はこれまで以上に従業員の労働時間の適正な把握・管理が求められることとなります。

そのような中、厚生労働省から、リーフレット「労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い」が公表されました（10月17日）。これは、労働基準監督署への問合せが多い「『研修・教育訓練／仮眠・待機時間／労働時間の前後の時間／直行直帰・出張に伴う移動時間が労働時間に該当するか否か』について、実際の相談事例をもとに解説したもので、労働時間の適正な管理に役立ててほしいとしています。その内容についてみていきます。

### ◆そもそも「労働時間」とは？

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことです。使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。

### ◆研修・教育訓練の取扱いとは？

業務上義務付けられていない自由参加のものであれば、その研修・教育訓練の時間は、労働時間に該当しません。例えば、参加の強制がない、または、参加しないことについて不利益な取扱いもしない勉強会などです。

### ◆仮眠・待機時間の取扱いは？

仮眠室などにおける仮眠の時間について、電話等に対応する必要はなく、実際に業務を行うこともないような場合には、労働時間に該当しません。例えば、週1回交代で、夜間の緊急対応当番を決めているが、当番の労働者は社用の携帯電話を持って帰宅した後は自由に過ごすことが認められている場合の当番日の待機時間などです。

### ◆更衣時間の取扱いは？

制服や作業着の着用が任意であったり、自宅からの着用を認めているような場合には、労働時間に該当しません。

### ◆早出時間の取扱いは？

交通混雑の回避や会社の専用駐車場の駐車スペースの確保等の理由で労働者が自発的に始業時刻より前に会社に到着し、始業時刻までの間、業務に従事しておらず、業務の指示も受けていないような場合には、労働時間に該当しません。

### ◆直行直帰・出張に伴う移動時間は？

移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に該当しません。

## 有給取得率の調査結果と今後

### ◆平成30年の年次有給休暇の取得率は52.4%

厚労省は平成31年「就労条件総合調査」の結果を公表しました。調査によれば、年間の年次有給休暇の平均取得率は52.4%で、前年比で1.3ポイント上昇しています。取得率を企業規模別にみると、「1,000人以上」が58.6%、「300～999人」が49.8%、「100～299人」が49.4%、「30～99人」が47.2%となっており、規模により最大10ポイント近くの差がみられました。

なお、本調査は平成 30 年の 1 年間の状況について調査を行ったものですので、本年 4 月に施行された改正労働基準法による年次有給休暇年 5 日取得義務化前についての調査になります。

#### ◆企業規模が小さいほど休みが少ない

また、公表された調査によれば、週休制の形態別適用労働者割合をみると、「完全週休 2 日制」が適用されている労働者割合は 57.0%とありますが、その割合は企業規模が小さくなるほど低くなっています。年間休日総数についても、1 企業平均は 108.9 日、労働者 1 人平均 114.7 日となっていますが、いずれも大企業ほど多く、小規模企業ほど少なくなるという傾向は変わりません。

#### ◆年次有給休暇年 5 日取得の義務化

本年 4 月から、働き方改革法に伴う年次有給休暇年 5 日取得義務化が適用されています。

有給休暇取得率の低さについては以前から問題となっていました。法律の規制がかかったことで、企業でも取得率向上に向けた取組みが本格的に実施されているところでしょう。来年の調査結果には注目したいところです。

#### ◆企業の現況を踏まえた取組みを

上記の調査結果の通り、中小企業ではもともと休みが少ないという実態があります。それにはそれなりの理由があるのでしょうか。現在、働き方改革による大企業の残業時間削減のしわ寄せが中小企業に及んでいるという問題も指摘されており、厚生労働省も「しわ寄せ防止特設サイト」を設けて防止を呼び掛けています。そのため、特に中小企業にとっては、有給休暇取得義務化への対応は困難となることが予想されますが、根本的な問題への対応を検討しつつ企業としてしっかり取り組んでいきたいところです。

### マイナンバーカードで 旧姓併記が可能に

#### ◆住民票、マイナンバーで旧姓併記開始

改正住民基本台帳法施行令等の施行により、11 月 5 日から、住民票、マイナンバーカード、印鑑登録証明

書、公的個人認証サービスの署名用電子証明書等に、旧姓・旧氏（きゅううじ。戸籍上、過去に記載・記録された氏のこと。以下「旧姓」で統一します）を併記することが可能になりました。

数年前から内閣府・男女共同参画局「女性活躍加速のための重点方針 2016」等に盛り込まれていた政府方針が、実現したかたちです。

旧姓併記により、結婚等により姓が変わった人は、様々な本人確認のシーン（契約、銀行口座名義、就職・転職等）で、証明に旧姓を用いることもできます。

#### ◆併記の手続き

旧姓併記の希望者は、旧姓が記載されている戸籍謄本等を用意し、マイナンバーカード（通知カード）を市区町村役場に提出します。

まだマイナンバーカードを作成していない人であれば、「山田〔佐藤〕花子」というように、姓と名の間にカッコ書きで旧姓が併記されたカードが交付されます。

#### ◆企業に職場の旧姓使用を認める義務はあるか

職場で旧姓を使用することについて争った裁判（日本大学第三中学・高校事件、東京地判平 28・10・11）では、企業は旧姓使用を認めるよう配慮することが望ましいとしつつ、旧姓使用を認めないことは違法ではないとされました。企業は、旧姓使用を認めなければならない法的義務までは負っていないものの、積極的に旧姓使用を認めることが有効といわれています。

#### ◆旧姓は「使い分け」から「併記」の時代へ？

今回の旧姓併記は、主に女性が結婚後も旧姓を広く使いやすくすることを目的としたものといえます。企業実務においては、従業員の姓をシーンによって使い分けるのは珍しいことではありません（労働社保など雇用管理上の事務処理は戸籍上の姓で行い、対顧客等には広く認知されている旧姓を用いるなど）が、いずれは「使い分け」ではなく「併記」をすることが主流となるかもしれません。

【総務省「住民票、マイナンバーカード等への旧氏の記載等について」】

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000614623.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000614623.pdf)

## 年末の風物詩「職場の大掃除」、 実は義務だとご存じでしたか？

### ◆大掃除は会社の義務とされている

仕事納めの日には社内の大掃除をする、という会社は多いのではないのでしょうか。忙しい部署からは、「ただでさえ年末はやることが多いのに、掃除に割く時間ももったいない」とか、「掃除は仕事じゃないのに…」などとボヤク声も聞こえてきそうですね。

しかし、実は、会社の大掃除を行うことは、法律にも定められた義務であり、立派な仕事の1つなのです。

具体的には、労働安全衛生規則第 619 条に、「事業者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。」として、「日常行う清掃のほか、大掃除を、6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行うこと」が定められています（第1項）。

### ◆職場の清潔保持は労働者の義務でもある

一方、労働者にも、「作業場の清潔に注意し、廃棄物を定められた場所以外の場所にすてないようにしなければならない」ことが義務付けられています（同規則第 620 条）。職場環境を清潔に保つことは、会社にとっても労働者にとっても、必要不可欠なこととされているのです。

### ◆ねらいを理解して積極的に大掃除に取り組もう

このような義務付けがなされているのは、労働者を守るためです。オフィス内が整理・整頓されていなければ事故も起こりやすくなりますし、不衛生な環境は病気の原因ともなります。安心して働くことのできる職場環境を維持するためにも、定期的の大掃除を行うことで職場の清潔を保持することが大切です。

また、職場環境をきれいに保つことは、仕事の効率化やストレスの軽減にも効果があるとされています。「働きやすい環境をつくるため」という意義を明確にして、来たる年末、職場みんなで積極的に大掃除に取り組みましょう。

## 12月の税務と労務の手続〔提出先・納付先〕

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕
- 特例による住民税特別徴収税額の納付  
〔郵便局または銀行〕

### 31日

- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>  
〔公共職業安定所〕
- 固定資産税・都市計画税の納付<第3期>  
〔郵便局または銀行〕  
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

### 本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出  
〔給与の支払者（所轄税務署）〕
- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、  
住宅借入金等特別控除申告書の提出  
〔給与の支払者（所轄税務署）〕

## 編集後記

2019年も残すところ1ヶ月を切りました。

皆様はどんな一年でしたか？振り返ると、今年は元号が「令和」に改まり、ラグビーのワールドカップで日本中が盛り上がりました。そういった喜びムードとは逆に、相次ぐ天災で各地に大きな被害が出た年でもありました。一日も早く日常に戻れますようお祈り申し上げます。

来年はいよいよ東京オリンピックの年です。日本飛躍の足掛かりになるといいですね。

少し早いですが、本年もお世話になり有難うございました。よいお年をお迎えくださいませ。(R.0)